



2015年2月22日発行 第 **558** 号

CONTENTS

第12回 アジア中古車流通研究会のご案内 2
 上海街角インタビュー 68 3
 東アジアの歴史認識の壁<再掲> 5
 【中国経済最新統計】 14



第12回 アジア中古車流通研究会のご案内

主催：京都大学東アジア経済研究センター

共催：現代中国地域研究京都大学拠点

後援：京都大学東アジア経済研究センター支援会

時間：2015年2月28日(土) 13時

場所：名城大学名駅サテライト(KDX名古屋駅前ビル13階)

<http://www.meijo-u.ac.jp/about/campus/msat.html>

司会

1、自己紹介 13:00-13:20

2、報告 13:20-17:00

□北島 義貴 (トヨタカローラ徳島 代表取締役社長)

タイのプーケットにおける販売店経営

□川崎 大輔 (プレミアムファイナンシャル 海外事業企画室マネージャー)

タイにおける中古車流通の現状

□上山 邦雄 (城西大学 教授)

新興国市場の多様性—中国とロシアを事例として

終了後 懇親会 (予定 旬鮮酒場天狗 堀内ビル地下1階 052-586-3660)

研究会の出欠はとりませんが、懇親会は予約の都合上、出欠を御連絡ください。

なおこの研究会は京都大学東アジア経済研究センター協力会の法人会員・個人会員のみが参加できるクローズドな研究会です。非会員で参加希望の方は塩地 shioji@econ.kyoto-u.ac.jp まで協力会への入会手続きをお問い合わせください。

今後の日程

2015年5月23日(土) アジア中古車流通研究会 京都大学法経東館みずほホール

上海街角インタビュー ⑥8

社団法人大阪能率協会アジア・中国事業支援室副室長（海外委員）

順利包装集团董事长（在上海）

福喜多技術士事務所所長

福喜多俊夫

今年は何のくらい昇給しましたか？

中国の会計年度は1月～12月なので、殆どの会社は2015年度の賃上げ額を12月に決めて1月から適用する。ボーナスは春節（旧正月）前に支払う。賃上げ率については地方政府がガイドラインを出しているところが多い。大体7月末くらいまでにガイドラインが出されて、それを目安に翌年の賃上げ率を決めるところが多い。多くの地域で企業賃上げガイドラインの上昇が鈍化しているが、上海市では前年並に据え置かれ、基準値12%、上限値16%、下限値5%と発表されている。生産経営が正常で、利益が伸びている企業は基準値を参考にする。生産経営が正常で、利益を上げており、従業員の平均賃金が市全体の従業員平均賃金の60%を下回っている場合は上限値を参照する。経営利益がより少ない企業は下限値を参照すると定められているが、法的拘束力はない。

上海も何となく景気が悪くなっている雰囲気があるが、今年は皆さんどのくらい昇給したのだろうか？

1. 50歳代後半の女性

自動車部材製造会社の営業をやっています。会社は利益が結構出ているようですが、賃金調整は渋いです。成績により3%から10%まで差があります。私は経理（課長のこと）で大手自動車メーカーを担当し、成績がいいので10%上がりました。ボーナス2.6カ月分出ました。上期も順調に利益が出れば例年、上期末（7月に支給）に1カ月分の特別賞与が出ます。今年も期待しています。

2. 20歳代中頃の男性

プラスチック加工会社の製造部門に勤めています。ボーナスは2カ月分出たけれど、賃金は5%より上がりませんでした。転職も考えているけれど、友達の多くもあまり上がっていないので、もう少し景気が良くなるまで様子見です。

3. 40歳代後半の男性

包装材料会社の総経理です。我社は従業員も40名位と少なく、利益もまあまあ出ているので上海市のガイドラインに沿って賃上げをしました。もちろん、ガイドラインをベースに成績査定をします。優15%、良10%、可5%が標準で多少上下させました。

ボーナスですか？ 2カ月分（成績により±0.5）出しました。

4. 40歳代前半の男性

今年は公務員が30~60%昇給したと聞きました。公務員は表向きの給与は低いけれど役得がいろいろあるので、こんなに上げる必要はないと思います。政府は公務員の年金改革を行うため、公務員も一般企業の人と同じ額の税金を納められるようにするためだと説明しています。私の賃上げはわずか5%です。10%は期待していたのですが、売り上げも落ちているので仕方がないです。私は小規模商社に勤めていますが、まわりの皆さんからも景気のいい話は聞こえてきません。

5. 20歳代後半の女性

広告会社の事務職です。去年は3%より上がりませんでした、今年は5%上がりました。財務部にいる同僚の話では会社は利益が殆ど出ていないとのことなので、仕方がありません。ボーナスは1.5カ月分でした。

6. 50歳代後半の男性

機械部品製造会社の総経理です。賃上げは上海市の賃金ガイドを参考にしますが、例年高級幹部職の賃上げは低い目に抑えて、賞与を一般社員より多く出すようにしています。一般社員の賃上げは平均10%位で、成績によって差をつけています。

7. 20歳代後半の女性

ボーナスは2カ月分出ましたが、賃金は5%より上がりませんでした。上海は景気が悪くなっているのが肌感覚で分かります。

8. 30歳代前半の女性

ボーナスは2カ月分、賃上げは8%でした。去年は10%上がったけれど、今年は同僚に聞いても10%を超える人はいませんでした。これから子供にもお金が掛かるから業績が落ちてボーナスが減ったり、賃上げが低くなるのは困ります。主人の会社もあまり景気がよくないようで、賃上げは5%でした。これが“新常态”だったら困ります。

9. 30歳代前半の女性

日系メーカーの事務職です。会社は結構儲かっているようで、ボーナスは3カ月分出ました。賃上げは8%でした。営業関係の同僚の中には10%以上の賃上げがあった人もいます。営業は激務だから差がついてもがまんします。

10. 20歳代前半の男性

段ボールの加工会社の現場勤務です。ボーナスは1.6カ月、賃上げは3%。この会社は見込みがないから、春節後に転職します。

10名に話を聞いたが、昨年より大幅に賃金が上がったといった景気のいい話は聞けなかった。賃上げ状況から見ても中国の景気が低迷していることが感じられた。それでも、平均すれば5-10%の賃上げを行っており、今年も最低賃金は10%前後上がると思われるので、上海での企業経営はますます厳しくなるだろう。生産性向上に無関心であった中国企業も否応なく生産性向上に取り組まねばならない時代になってきた。

以上

東アジアの歴史認識の壁〈再掲〉

京都大学経済学研究科教授

堀 和生

東アジア地域における経済的連携と協力を阻む一つの大きな障害として、関係する各国民の歴史認識に大きな隔たりの存在がある。主に戦前における日本とアジアとの関係について、具体的には日本の植民地支配と戦争の問題である。すでに、戦後 70 年を経ているが、この歴史認識の対立と摩擦は間欠的に吹き出して、政治と経済に甚大な打撃をあたえる では。第二次大戦後、ヨーロッパは類似の問題を何とか乗り越えて EU 結成まで到達したが、東アジアでは今日まで解決できていない。今後も相互に理解しようとする努力なしには、自然に和解に向かうとは思われない。

歴史認識問題の解決の糸口は、単純ではあるが歴史的事実についての知識の共有であると考える。今回は、その代表的な一つである日本と韓国の間によこたわる「従軍慰安婦」の問題をとりあげて考えてみたい。

【新史料の発見】

一昨年 8 月韓国で慰安婦に関する新史料が発見された、というニュースがあったがご記憶であろうか。私は経済史の研究者であるが、この史料の日本語翻訳事業に携わった経緯があるので、その史料を紹介しながら少しコメントしたい。

従軍慰安婦問題に関する研究の大きな障害は、事実を明らかにできる史料が乏しいことである。日本と連合軍側の史料は発掘されているが、朝鮮人・韓国人側の史料は、長い時間をへた後の証言のみであった。今回発掘されたものは、慰安所の従業員が当時書いた日記であり、まさしく第一次史料である。筆者はビルマ・シンガポールに設置された軍慰安所の帳場掛の朝鮮人である。日記は 1943・44 年の二年分が残っており、草書体のハングルで書かれている。一日も欠かさずに記されており、後年の手は一切加わっていない。筆者は特定されているが、すでに物故している。韓国の古書店経由で、ある博物館に収蔵され、研究者によって発見、解読された。この日記は、安秉直(ソウル大学名誉教授)氏が校閲して、原文と現代韓国文に詳細な解説がつけられ、韓国において出版された。

安秉直翻訳・解題『日本軍慰安所 管理人の日記』イスブ 2013 年(韓国語)

この日記は、堀和生(京都大学経済学研究科教授)と木村幹(神戸大学国際協力研究科教授)が学術研究用に翻訳をおこなった。日本では刊行されていないが、韓国の落星台経済研究所のホームページに研究用史料として保存されているので、閲覧することが可能である。

http://www.naksung.re.kr/xe/index.php?mid=sepdate&document_srl=181713

ただし、これはあくまで研究用史料の草稿なので、他の目的で複製・配布することはできないことは注意されたい。

【史料から読み取れる慰安所】

日本における慰安婦問題に関する関心は、慰安婦を組織する過程で軍や行政による強制連行があったか否か、代価が支払われていたか否か、という点に集中しており、従軍慰安婦・慰安所の全体像に関する認識は乏しい。この日記から読み取れる事実は実に多様である。

最も重要なのは、慰安所と軍の関係である。「航空隊所属の慰安所」「兵站管理慰安所」「軍専用慰安所」という呼び方は日記中に頻繁に出てくる。施設は軍が提供する場合があった。慰安所は、軍司令部、兵站司令部等に「営業日報」「月別収支計算書」「営業月報」等を、恒常的に提出している。許認可書類としては、従業員らの在留や退去証明願、慰安婦らの在留許可願、就業許可願、閉業許可願、旅行証明願書等があった。2週間ごとに軍医による性病検査が行われ、避妊具はすべて軍支給である。本日記にはビルマで27ヶ所、シンガポールで12ヶ所の慰安所がでてくるが、部隊移動に従って軍の指示で移動している。移動には護衛がつく場合もあり、まれに慰安婦達が危険地域へいやがるのを強制的に移動させられる例もでてくる。

日記の筆者は1942年7月10日釜山から慰安婦19人と一緒に乗船して南方にむかった。筆者達のグループは、日記中で「第4次慰安団」とよばれる団体の一員であったことが記されている。この日に釜山を立った慰安婦の一团については、別の2つの史料で確認できる。元慰安婦文玉珠さんの回想記(森川真智子著『文玉珠:ビルマ戦線盾師団の「慰安婦」だった私』梨の木舎 1996年)に、彼女が同じ日に釜山から船に乗ったことが記されている。さらに、連合軍がビルマのミシナ(蜜支那)で捕虜にした朝鮮人慰安婦の尋問調書によれば、同日703人の慰安婦と90人の業者・家族を乗せた軍の調達した船団が、釜山からシンガポールに向かって出航している(国戦時情報局心理作戦班『日本人捕虜審問報告』第49号。吉見義明編著『従軍慰安婦資料集』大雪書店 1992年所収)。なお、この性格の異なる3つの史料にでてくる日付や人名などは驚くほど一致していることがあり、このことで文玉珠さんの記憶による証言の信憑性が高いことが裏付けられる。

この慰安婦の大量動員については、既存の研究で考証が行われている。1942年5月南方地域の掌握を終えた南方軍の発議から、日本帝国各地の政府・軍司令部への協力要請→周旋人(すなわち慰安婦業者)への慰安婦募集依頼→周旋人による募集、等手順で慰安婦の動員が行われた。実際に募集された1942年について

は、残念ながらこの日記が残っておらず、その具体的な過程は不明である。

日本外務省調査局編『海外在留本邦人調査結果表』によって、当時日本人・朝鮮人の地域別在留者数を知ることができる。この資料によれば 1940 年 10 月東南アジアにいた朝鮮人は、男が 49 人、女が 6 人、インド・ビルマ地域(区分されていない)では男が 22 人、女が 0 人である。日本が太平洋戦争を始めるまで、ビルマ地域には朝鮮人女性はまったくおらず、東南アジア全域でも朝鮮女性は 6 人で、彼女らは皆無就業者であった。つまり、開戦前にこれら南方地域に朝鮮人接客女性はおろか、有職者女性 1 人さえもいなかった。膨大な数の慰安婦は、すべて日本軍によって運ばれてきた。ちなみに、朝鮮から南方への移動航路は、客船ではなく軍の専用船で無料であった。

慰安婦の処遇を巡る評価の中で、慰安婦の自主廃業が可能であったかどうかは大きな争点である。朝鮮を出て 2 年が経過した 1944 年後半期ごろから、慰安婦の廃業に関する記述が出てくるので、それらは慰安婦の年季明けと関連しているのかも知れない。その時に筆者が暮らしていた後方地シンガポールでは、慰安婦の廃業と朝鮮への帰国があった事実は確認できる。ただし、1945 年初めから南方と内地との交通手段はほとんど途絶した。さらに、部隊とともに移動していたビルマ前線地域の軍慰安所では、帰国のすべがより早くからなくなっていた。ビルマには日本軍と離れた朝鮮人社会はほとんどなかったため、慰安婦の自主廃業や帰国は実際には困難であったと思われる。先に引用した連合軍捕虜調書では、ビルマ内の慰安婦の廃業が軍によって許可されなかった事例が述べられている。1944 年からビルマは連合軍と日本軍の最も熾烈な戦場となったことはよく知られている。そして、多くの従軍慰安婦が戦闘に巻き込まれて悲惨な最期を遂げたことは、連合軍側の史料の研究によって詳細に明らかにされている。浅野豊美(中京大学国際教養学部教授)「雲南・ビルマ最前線の慰安婦達－死者は語る」参照。

http://www.awf.or.jp/pdf/0062_p061_088.pdf

日本軍部や戦争史の専門研究者である永井和(京都大学文学研究科教授)氏は、軍の規定やその運用を詳細に分析したうえで、軍慰安所とは将兵の性欲を処理させるために軍が設置した兵站付属施設であったと結論した。そして、軍直営でない場合は軍が「請負業者」によって慰安所を運営させたとしている。永井和「日本軍の慰安所政策について」参照。

<http://nagaikazu.la.cocan.jp/works/guniansyo.html#SEC8>

この日記によって明らかになった事実は、永井教授による軍慰安所の性格規定と一致しており、その慰安所のあり方が内部史料で明らかになったといえる。この日記に登場する慰安所のほとんどは、業者が経営していた。そして、ビルマの場合は、そ

の多くは朝鮮人であった。それら多くの慰安所はすべて日本軍によって動員・組織されたものであった。軍は兵站の一部として膨大な数の慰安所の設立を計画し、業者を通じて各地で多数の慰安婦を集め、軍の専用運搬船で南方に輸送し、各地の日本部隊に配属して慰安所を運営させた。慰安所は軍によって管理され、作戦の遂行や部隊の移動によって慰安所も移動した。慰安所は外形上では公娼制の擬制を取っていたが、日本軍が日本軍の戦争遂行のために組織動員したものであった。慰安所は業者が経営したが、慰安婦・慰安所を動員した主体は日本軍であり、軍兵站が全体を管理していた。慰安婦と慰安所従業員が、軍属の待遇を受けていたことは、慰安所が軍の兵站組織の一部であったからに他ならない。

【慰安婦の貯金と送金】

日々書かれたこの日記には、慰安婦と慰安所従業員・経営者の貯金、預金、送金の話が頻繁に出てくる。この件に関して、経済史研究者として若干コメントしておく必要を感じる。というのは、慰安婦の経済的地位について、「將軍以上のより高収入」とか、「陸軍大臣よりも、総理大臣よりも、高収入であった慰安婦のリッチな生活」という俗説が流布されているからである。

この日記には慰安婦や従業員が野戦郵便局(軍隊酒保内部に設けられた軍専用の郵便局で、郵便、貯金、軍事郵便為替を業務とする)で貯金や送金をする話がよく出てくる。金額は200～600円が多いが、1,000円を越える例もある。慰安婦達が受け取った金を貯蓄や送金をしていたことは疑いがない。野戦郵便局の対象が軍人と軍属のみで民間人は使えないので、慰安婦と慰安所従業員は軍属待遇であったことを確認できる。

そもそも、日本占領時代の南方(東南アジア地域)において円は全く使われていなかったにもかかわらず、この日記中の貨幣単位はすべて円である。このことがもつ意義を理解するには、あらかじめ戦時期南方の通貨決済システムを理解しておく必要がある。

日本帝国は植民地・占領地を獲得するたびに、それぞれ独自の通貨システムをつくっていた。台湾銀行、朝鮮銀行、満州中央銀行等の植民地銀行の設立である。これらの発行券は日本銀行券と等価で交換する、いわば固定相場制で運営された。これは、それら植民地や占領地と日本内地を緊密に結びつけ、物資、資金、人の移動・交流を円滑におこなうための政策原理として確立された。ところが、これがうまく機能したのは、実は満州国までであった。中国華北・華中の占領地域では、国民政府の法幣との激しい通貨戦と物価高騰のなかで、日本内地と一体化した通貨システム

は維持できず、中国聯合準備銀行と中央儲備銀行等の銀行券は激しく暴落した。この事態に対して日本政府は、それら植民地銀行(海外では傀儡銀行と呼ばれている)発行券と日本銀行券との間で、変動為替レートを導入するのではなく、両地域間の資金移動を規制する方法で対処した。つまり、固定為替原理の維持に固執したのである。この点、ドイツが占領地域通貨と本国マルクとの間には為替レートを導入して、資金移動を管理・規制したのとは異なる方法をとった。日本政府は対中国戦争で得た経験をふまえ、太平洋戦争開戦前に、占領する南方(東南アジア)に設ける通貨システムについて十分に検討準備していた。南方には石油、鉄鉱石、ボーキサイト、ゴム、スズ、米穀等、日本が欲しい物資が大量にあるのに対して、日本経済の現状ではそれらに対する代価の物資を供給できないことは明らかであった。物資の交換という正常な貿易関係ではない、日本側の極端な輸入超過を恒常的に維持するために独特な「交易システム」が構想された。1941年11月の「南方経済対策要綱」で、地域ごとの軍票(軍事手票)の導入が決められていたが、これらは為替レートを設けることなく日本円と等価で固定される。そして資金移動を徹底的に遮断するために、南方と日本内地との貿易は臨時軍事費特別会計による買取として扱い、日本の累積する債務は大蔵省の帳簿上の振替として処理される。これによって、基本的に貿易に関する為替決済は発生しない。これが、一方では極端な片貿易によってハイパーインフレが進行するなかで、日本円と等価の現地通貨表示の軍票を発行するためのメカニズムである(柴田善雅『占領地通貨金融政策の展開』日本経済評論社1999年、第3部)。

1941年11月「南方外貨表示軍票」が決定され、日本軍は円表示ではない、占領地現地通貨表示の軍票を発行した。たとえばマラヤ・シンガポールであれば海峡ドル、ビルマはルピー、フィリピンはペソ等、多種類の軍票が使用された。1942年設立の南方開発金庫はこの軍票発行業務を受け継いだ。ここで発行された南発券も現地通貨表示である。券面のどこにも円やYENの表示はないが、日本人はこれらを皆「円」とよんでいた。日本側が代価となる物資を提供することなく、日本軍や日本商社がこの軍票によって現地物資を「買取」調達したので、経済の原則どおりすぐにハイパーインフレーションが起こった。1941年12月を100とした物価指数は、44年末にシンガポールは10,766、ランゲーンは8,707まで急騰した。東京126、京城132のような日本帝国の中心地域とは全く異なる、異次元の経済空間が作りあげられた(日本銀行調査『日本金融史資料』第30巻)。このようなハイパーインフレが日本内地・朝鮮に波及しないようにするには、先述のように資金移動を完全に遮断する必要がある。

1942年6月南方総軍軍政部総監部「本邦向送金取締規則」では、「南方占領地

域に在りては軍政部の許可を得るに非ざれば本邦(内地、朝鮮……)への送金を為すことを得ず。」として、南方と日本との貿易以外の資金移動を厳格に遮断する制度を設けた。しかし、この占領地通貨システムにはいくつも問題点があった。その一つは、この資金移動を管理するのは軍政当局であったが、資金移動に関わる主体も軍なのであった。軍の財政は臨時軍事費特別会計であり、一律円によって処理される。物資調達のみでなく将兵の給与も円で支払われる。ところが、支払われる円は南方現地では使えない。朝鮮・台湾・満州では問題にならないが、ハイパーインフレが起こっている地域では、様々な不都合が出てくる。まず、現地物資を調達するために、帳簿上の日本円を、急激に価値が下落している現地通貨(軍票・南発券)に換えねばならない。一方で、現地軍当局は現地の運営は現地通貨(軍票・南発券)を使っておこなう。他方で、日本が南方から資金移動を制限するといっても、軍将兵・軍属が日本内地の留守家族に送金したいという要求を抑えることはできない。1945年8月時点に南方に展開した日本軍将兵は83万人、満州を除く中国では122.4万人という膨大なものになった(旧厚生省援護局調)。このハイパーインフレ地域から、日本への資金移動を制限管理するのが軍であり、送金という資金移動を求めるのも軍人・軍関係者であった。制度上の送金制限額はしだいに圧縮されたが、許認可が軍当局であれば実際には軍関係者の送金は止められない。1943年以後占領地域から日本への労務利益金、政府海外受取(主に郵便預金)が急速に増えていった。その内実はずみばらかではないが、軍上層部も関わった合法・非合法の送金も相当に含まれていたと想像される。許可する主体が送金するのならば、当事者の規制はあまり意味を持たない。将兵の給与額自体は変化がないのであるが、乱発された軍票を、為替レートが導入されていないので、1軍票単位(ビルマはルピー・シンガポールは海峡ドル)は日本1円という原則を利用して、大もうけしようとする軍関係者もでてくることは必然である。こうしてインフレが日本に流入する道が開かれた。

この事態に直面した大蔵官僚は、これらインフレ資金の内地流入を防ぐべく知恵を尽くしてさまざまな制度を設けて対応した。占領地からの資金流入の封殺措置として、送金額の制限圧縮、強制現地預金制度、送金額に一定比率の負担を課する調整金徴収制度、預金凍結措置等が次々と導入された。最後の預金凍結とは、送金分を外貨表示内地特別措置預金と内地特別預金に分割し、そのうえ内地特別預金でも月々の引き出し額を厳しく規制するものであった。1945年5月華中華南の事例でいえば、送金者は送金額の69倍を現地通貨現地預金とさせられ、内地預金として受け取れるのは外貨表示地預金のわずか1/69にすぎなかった。南方地域についても、内地(朝鮮を含む)に送金しようとする資金については、一部は外貨表示内地特別預金として凍結され、残りを内地特別措置預金としてその引き出しを管理する

措置が実施された。このように日本に流入した資金を封鎖することで、資金の「浮動化」の阻止がはかられた。(東京銀行編『横浜正金銀行全史』第5巻(上) 1983年 第7部。柴田善雅『占領地通貨金融政策の展開』日本経済評論社 1999年 第15章)。ただし、この日本流入資金のさまざまな規正措置は、地域ごと時期ごとに頻繁に変更されており、現在その制度運営のすべてをあとづけることはできない。このように占領地域から日本への送金には様々な規制があり、預金凍結措置によってその引き出しには厳しい制限が加えられていたことだけは確かである。

このような日本占領地におけるハイパーインフレの実態、内地送金の規制、日本円との交換制限等の問題は、多くの旧軍人や引き揚げ者が実際に体験しており、終戦直後には広く知られていたことであった。また、学問的には1970年代に原朗氏(原朗『日本戦時経済研究』東京大学出版会 2013年、第3章。論文の初出は1976年)によってそのメカニズムが明らかにされ、近年は柴田善雅氏や山本有造氏の精緻な研究(柴田善雅 前掲書、山本有造『「大東亜共栄圏」経済史研究』名古屋大学出版会、2011年 第II部)によって、両地域間の物価乖離の中で固定相場を維持した運用の実態が解明されてきている。ところが、そのような研究成果による知見は、南方の従軍慰安婦問題を考えるときには活かされていない。

この日記が作成された慰安所は、軍兵站部酒保の管理下にあったが、完全な軍機関ではなく軍組織と民間にまたがる領域に存在していた。性サービスの提供については軍が管理していたが、日々の生活で慰安所は市場に依拠しなければならない面もあった。慰安婦や慰安所経営者・従業員はハイパーインフレのなかで生きているのであり、そこは軍事費特別会計の円や物資配給が支配する領域ではない。このように慰安所は、日本帝国内で将兵の給与はどこでも同一であるごとく完全に統一されている軍の内部経済と、ハイパーインフレが進行している外部経済にまたがって存在していた。慰安所が兵士から受け取る花代は日記史料では円と書かれているが、実際はすべてルピーや海峡ドル表示の軍票(あるいは南発券)であった。そして、日本内地の円貨表示の水準でルピーや海峡ドル軍票を支払われても、それでは現地では到底生きていけない。これが、インフレ下で生きる慰安婦達の名目上の収入膨張が発生するメカニズムである。この日記によっても、慰安婦達の個別の収入全体は把握できない。ビルマにいた慰安婦の収入を確実に補足できる史料は、先に名前が出た文玉珠さんの事例である。1992年文玉珠さんが来日し日本政府に強く要求した結果、熊本貯金事務センター(現在、戦前の軍事郵便貯金を管理している機関 現在はゆうちょ銀行に移管)は、彼女の軍事郵便貯金通帳の貯金実績一覧を公表した(帳簿自体ではない)。これによって、ビルマにいた慰安婦の収入状態が

明らかになった。文さんの場合、1943年3月6日からビルマの日本統治が崩壊する45年5月23日までに25,846円が貯金されている。マンダレー駐屯慰安所規定(1943年5月26日 駐屯地司令部)の遊興料金表は、兵士30分1円50銭であった。彼女が先の収入をこの遊興料金(花代)で稼ごうとすると、稼働日や経営主の取り分を考慮すると、1日平均100人をこえる兵士を相手にしなければならない計算になる。もちろん、それはあり得ないことである。慰安所にも休業日もあり、将兵が全く来ない日もあったことは日記によく出てくる。連日フル稼働などということは不可能である。それが意味することとはただ一つ、文さんの貯金は日本内地の円貨ではない、ハイパーインフレで価値が暴落しているルピー建ての収入であったということである。それが具体的にどのように彼女の手にはいったのかまではわからない。南方の慰安所は、日本軍の内部経済とハイパーインフレのなかにある軍外の現地経済にまたがって存在していたために、慰安婦達の収入にはこのような名目上の膨張が生じた。このようなハイパーインフレ下の見かけの収入額をもって、秦郁彦氏(2013年06月13日 TBS ラジオ番組『慰安婦問題』の論点)のように慰安婦が「日本兵士の月給の75倍」「軍司令官や総理大臣より高い」収入を得ていたと評価することは、過度な単純化ではなく事実認識としてまったく間違っている。

慰安婦が慰安所での稼働で一定の収入を得ていたことは事実である。しかし、この収入の成果を享受する条件があったかどうかは別の問題である。

(1) 日本政府は、軍票・南発券で膨張した資金の日本内地・朝鮮への流入を極力規制した。慰安婦達が内地・朝鮮に送金した分については、先に述べた外地送金の引出額制限・預金凍結措置によって、月々規定の生活費水準を超える額は引き下ろせなかった。つまり、一定の額しか引き出せない状態で、すぐに日本の朝鮮統治の崩壊を迎えたと思われる。

(2) 戦争末期に運良く帰国できた慰安婦が携行する現金については、基本的に送金と同じ扱いを受けた。軍票・南発券を日本銀行券・朝鮮銀行券に換える場合には、制限額以上は強制的に預金させられた。

(3) 現地に残っていた慰安婦が持っていた軍票・南発券は、連合軍がその通用無効を宣言し焼却を命じたことによって、すべて即時に無価値になった。ラングーンやシンガポールなど英軍占領地域で、破棄された軍票の山が写った写真が数多く残されている。そして、現地から日本・朝鮮への帰還の際には、この軍票の持ち出しは厳格に禁止された。

(4) 軍事郵便貯金の行方も重要である。軍事郵便貯金は、本人に替わって内地・朝鮮の留守家族が引き出すことは、制度上できなかった。それら軍事郵便貯金と外

地郵便局貯金は GHQ により払出が禁止され、サンフランシスコ講和後に日本人には払い戻されたが、外国人預金の払い戻しは停止された。台湾人については、1995-2000 年に通帳額面の 120 倍という物価調整をへた額で払い戻しがおこなわれた(受取者約 4 万人 39 億 3000 万円)が、韓国人については、1965 年日韓条約の民間債務の消滅措置によって権利は失われた。つまり、朝鮮人・韓国人は戦後この郵便貯金を引き出す機会是与えられないままに、権利が奪われた。先の文玉珠さんの場合も通帳記録は確認されたが、払い戻しはされなかった。

これらの条件が重なっていたので、慰安婦達が戦時期南方において巨額の富を得たと評価することはできないと思われる。

【従軍慰安婦に関する歴史認識】

このように、従軍慰安婦・慰安所とは、日本国家と日本軍による戦時動員・戦時体制の中で作りだされたものであった。そうであれば、その原因を作った日本は、まずこのような歴史の重みを謙虚にうけとめるべきであると考え。日韓において今なお終息をみせない従軍慰安婦問題に対して、いろいろ問題点をはらんではいるが、基本的に 1993 年 8 月河野洋平官房長官談話、「アジア女性基金」の活動、歴代「総理大臣のお詫びの手紙」等のスタンスで対応していくのが現実的ではないかと考える。今後これらを覆すことは、歴史的事実から離れていくし、日本の国際的な信頼性を失わせることとなると考える。

※ 従軍慰安婦問題に関心を持たれた方には、入門として次の図書をお勧めする。

吉見義明『従軍慰安婦』岩波新書 1995 年

大沼保昭『「慰安婦」問題とは何だったのか』中公書店 2007 年

この文章は、すべて堀和生、個人の見解である(2015.1.26)。

東アジア経済研究センターの副センター長である堀和生教授の寄稿小論を再掲いたしました。ニュースレター記事としては相当な大作ですので、今一度読者の皆様にお読みいただく機会を作る価値があると判断したためです(京都大学東アジア経済研究センター 矢野剛)

【中国経済最新統計】

	① 実質 GDP 増加率 (%)	② 工業付 加価値 増加率 (%)	③ 消費財 小売総 額増加 率(%)	④ 消費者 物価指 数上昇 率(%)	⑤ 都市固 定資産 投資増 加率 (%)	⑥ 貿易収 支 (億ドル)	⑦ 輸 出 増加率 (%)	⑧ 輸 入 増加率 (%)	⑨ 外国直 接投資 件数の 増加率 (%)	⑩ 外国直 接投資 金額増 加率 (%)	⑪ 貨幣供 給量増 加率 M2(%)	⑫ 人民元 貸出残 高増加 率(%)
2005年	10.4		12.9	1.8	27.2	1020	28.4	17.6	0.8	▲0.5	17.6	9.3
2006年	11.6		13.7	1.5	24.3	1775	27.2	19.9	▲5.7	4.5	15.7	15.7
2007年	13.0	18.5	16.8	4.8	25.8	2618	25.7	20.8	▲8.7	18.7	16.7	16.1
2008年	9.0	12.9	21.6	5.9	26.1	2955	17.2	18.5	▲27.4	23.6	17.8	15.9
2009年	9.1	11.0	15.5	▲0.7	31.0	1961	▲15.9	▲11.3	▲14.9	▲16.9	27.6	31.7
2010年	10.3	15.7	18.4	3.3	24.5	1831	31.3	38.7	16.9	17.4	19.7	19.8
2011年	9.2	13.9	17.1	5.4	24.0	1549	20.3	24.9	1.1	9.7	13.6	14.3
2012年	7.7	10.0	14.3	2.7	20.7	2303	7.9	4.3	▲10.1	▲3.7	13.8	15.0
12月	7.9	10.3	15.2	2.5	18.8	316	14.0	6.0	-7.8	-4.5	14.4	15.0
2013年	7.7	9.7	11.4	2.6								14.1
1月				2.0	20.8	291	25.0	29.0	-12.4	-3.4	15.9	15.4
2月				3.2		153	21.7	-14.9	-35.6	6.3	15.2	15.1
3月	7.7	8.9	12.6	2.1	21.5	-9	10.0	14.2	-19.7	5.7	15.7	14.9
4月		9.3	12.8	2.4	19.8	182	14.6	16.6	13.9	0.4	16.1	14.9
5月		9.2	12.9	2.1	19.7	204	0.9	-0.1	-14.4	0.3	15.8	14.5
6月	7.5	8.9	13.3	2.7	19.9	271	-3.3	-0.9	-17.3	20.1	14.0	14.1
7月		9.7	13.2	2.7	20.2	178	5.1	10.8	1.2	24.1	14.5	14.3
8月		10.4	13.4	2.6	21.4	285	7.1	7.1	-11.7	0.6	14.7	14.1
9月	7.8	10.2	13.3	3.1	19.6	152	-0.4	7.4	-16.8	4.9	14.2	14.3
10月		10.3	13.3	3.2	19.2	311	5.6	7.5	-8.2	1.2	14.3	14.1
11月		10.0	13.7	3.0	17.6	338	12.7	5.4	-9.3	2.3	14.2	14.2
12月	7.7	9.7	13.6	2.5	17.2	256	4.3	8.6	-3.4	-42.6	13.6	14.1
2014年												
1月				2.5	19.8	319	10.5	10.8	-8.6	-4.5	13.2	14.3
2月				2.0		-230	-18.1	10.4	1.3	4.0	13.3	14.2
3月	7.4	8.8	12.2	2.4	17.3	77	-6.6	-11.3	6.1	-1.5	12.1	13.9
4月		8.7	11.9	1.8	16.6	185	0.8	0.7	0.5	3.4	13.2	13.7
5月		8.8	12.5	2.5	16.9	359	7.0	-1.7	8.4	-6.6	13.4	13.9
6月	7.5	9.2	12.4	2.3	17.9	316	7.2	5.5	10.3	0.2	14.7	14.0
7月		9.0	12.2	2.3	15.6	473	14.5	-1.5	14.0	-17.0	13.5	13.4
8月		6.9	11.9	2.0	13.3	498	9.4	-2.1	5.2	-14.0	12.8	13.3
9月	7.3	8.0	11.6	1.6	11.5	310	15.1	7.2	9.4	1.9	11.6	13.2
10月		7.7	11.5	1.6	13.9	454	11.6	4.6	8.7	1.3	12.1	13.2
11月		7.2	11.7	1.4	13.4	545	4.7	-6.7	-8.6	22.2	12.0	13.4
12月	7.3	7.9	11.9	1.5	12.6	496	9.5	-2.3	6.1	10.3	11.0	13.6
2015年												
1月				0.8		600	-3.3	-20.0	2.2	-1.1	10.6	14.3

- 注：1. ①「実質 GDP 増加率」は前年同期（四半期）比、その他の増加率はいずれも前年同月比である。
2. 中国では、旧正月休みは年によって月が変わるため、1月と2月の前年同月比は比較できない場合があるので注意されたい。また、（ ）内の数字は1月から当該月までの合計の前年同期に対する増加率を示している。
3. ③「消費財小売総額」は中国における「社会消費財小売総額」、④「消費者物価指数」は「住民消費価格指数」に対応している。⑤「都市固定資産投資」は全国総投資額の86%（2007年）を占めている。⑥—⑧はいずれもモノの貿易である。⑨と⑩は実施ベースである。

出所：①—⑤は国家统计局統計、⑥⑦⑧は海関統計、⑨⑩は商務部統計、⑪⑫は中国人民銀行統計による。